

コース会員規約

第1条 (目的)

じぶんde株式会社が運営管理する各サービス(以下各サービスを総称して「本サービス」といいます。)の会員および当社が遵守すべき事項と諸条件を明確にするため、じぶんde株式会社コース会員規約(以下「本規約」といいます)を定めます。なお、本規約は民法548条の4の規定により随時変更することができるものとし、じぶんde株式会社のホームページに掲載されている規約が最新の規約として適用されます。

第2条 (定義)

本規約において以下に掲げる用語は、次の各号の定める意味で用います。

- (1) 「本サービス」とは、当社が運営する スペース及び美容用品時間貸事業、セルフエステ「じぶんdeエステ」「自宅deエステ」のことをいいます。
- (2) 「会員」とは、入会手続きが完了した利用者のことをいいます。
- (3) 「入会日」とは、第6条定める契約が成立した日をいい、これをもって入会となります。
- (4) 「入会」とは、当社との間で本サービスを月々の定額制にて利用する契約を行うことをいいます。
- (5) 「100円会員、1,100円会員、0円会員」とは、会員からの申し出に基づき、会員の本サービスの利用権を一時的に制限している利用者のことをいいます。
- (6) 「退会(ユーザー削除)」とは、会員からの申し出に基づき、当社との契約関係を終了した利用者のことをいいます。

第3条 (会員)

1. 会社が本サービスの利用を承認した方を会員といい、会員の種類はプランごとにめます。なお会員の種類の廃止、利用条件の変更については会社の判断により変更することがあります。
2. 会員は第 条に定める入会手続きを行った店舗を所属する店舗(以下「所属店舗」といいます。)とします。所属店舗について閉店することになった場合には、会社が指定する近隣エリアの店舗に所属店舗の変更を行うことになります。
3. 本サービスの会員資格は、本人に限り認められるものであり、会社の事前の許可なく、第三者(親族を含みます)に利用させるほか、譲渡ないし貸与することはできません(以下、これらの行為を「不正使用」といいます)。
4. 本サービスの会員が、他の会員や本サービス従業員その他第三者に対し、局所の露出、意図的な身体的接触、その他のわいせつな言動を行った場合には、即座に本施設の利用 を中止しご退店いただくとともに、以後の利用を禁止させていただきます。

ます。また、 局部の露出等の問題行動が行われた場合、警察へ通報等を行うこともございます。

5. 会員は、会社が、前項より、本サービスの利用中止及び以後のご利用の禁止等の措置をとった場合であっても、入会金および会費の返金の請求はできないものとします。

第4条 （入会資格）

本サービスの会員は、次の各号全部に適合する方に限ります。ただし、会社は、次の各号の事由によらず、入会に適さないと判断した方が会員となることを拒むことができます。

- (1) 本サービスの目的と趣旨に賛同し本規定、その他会社の定める規則を遵守できる方
- (2) 健康状態に異常がなく、医師からエステを禁止されていない方
- (3) 成年被後見人、被保佐人または被補助人ではない方
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうご口、特殊知能暴力集団 その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではない方
- (5) 18歳以上の方・成人の方
- (6) 過去に会員から除名となっていない方、過去に会員として在籍していた際の会費及び諸料金を滞納していない方

第5条 （入会金）

入会金は、会社が定める金額とします。一旦支払われた入会金は理由の如何に関わらず返金いたしかねます。

但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合は、返金いたします。プランごとの入会金については下記表に定めます。

店舗プラン入会金：22,000円（税込）

レンタルプラン入会金：44,000円（税込）

入会時に入会金をお支払いいただいた場合、入会日の翌日以降は、ご退会、0円会員並びに100円会員等のお手続きが可能となります。

第6条 （月額利用料）

1. 会員は、当社が別途定める月額利用料（以下「月額利用料」といいます）を支払うものとします。なお、支払時期については、下記のとおりです。
 - (1) クレジットカードの場合、毎月11日に当月分を請求します。入会月は入会日

に当月日割り分のみ請求します。※利用するカード会社によって引落日が異なります。

- (2) コンビニ支払いの場合、毎月11日にコンビニ決済案内のメールが届きます。入会月は入会日に当月日割り分のみ請求となるメールが届きます。※支払い期日はメール送信日から1ヶ月間となります。
- (3) 口座振替の場合、当月分を当月27日（入会月は翌月27日）に引落します。※27日が土日祝日の場合、翌営業日の引落としとなります。
2. 期日を過ぎた場合は延滞料として1件あたり1,100円が発生し、支払うべき金額に対し支払期日の翌日からその完済に至るまで年14.6%の割合（1年に満たない期間については、1年を365日として日割り計算による）による遅延損害金を請求することができるものとします。
3. 入会日の属する月（以下「入会月」といいます）の月額利用料については、日割計算を行うものとし、入会日翌日から入会月末日までの日数相当分を支払うものとします。なお、入会日が月の末日であった場合には、翌月1日以降の月額利用料を支払うものとします。
4. 本サービスを利用していない月に関しても、月額利用料の全額をお支払いいただくものとし、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、日割計算や返金を行わないものとします。

※入会特典

入会時、入会特典を適用した場合、入会日の翌月から6か月を過ぎるまでは、ご退会、0円会員並びに100円会員、1,100円会員等は如何なる場合も応じかねます。なお、本施設又はマシン設備 点検・修理・メンテナンス、施設の改装等を行う必要があると会社が認めた場合や、本サービスの利用を継続し難い事由が生じた場合、本サービスの利用ができない期間については除きます。

※ 万が一、諸事情によりご退会、0円会員申請もしくは100円会員、1,100円会員申請をされる場合は、違約金としてプランごとに定められた入会金相当額をお支払いいただいた上、所定の手続きを経てご退会、0円会員手続きもしくは100円会員、1,100円会員のお手続きが完了となります。プランごとの違約金については下記表に定めます。

店舗プラン：22,000円（税込）

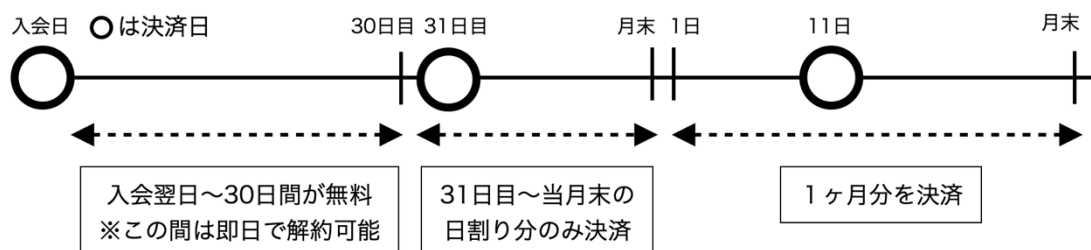
レンタルプラン：44,000円（税込）

※30日間無料特典

初回来店時、またはWEB入会により30日間無料特典を適用した場合、ご入会日の

翌日から30日分の月額会費を無料とさせていただきます。

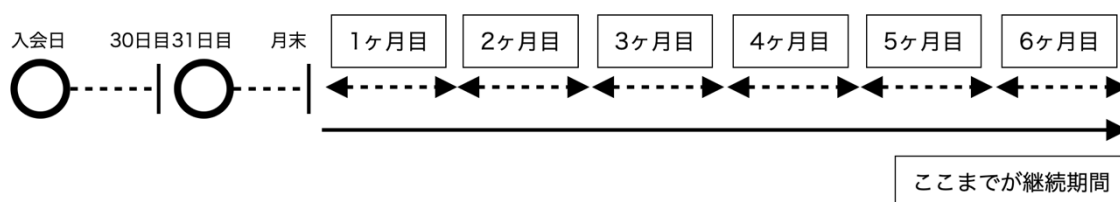
無料期間中にご退会、0円会員申請を行っていただけない場合は継続の意志があるとみなし、ご入会日の翌日から31日目以降は月額会費が発生致します。



無料期間中にご退会、0円会員申請を行っていただいた場合はご入会日の翌日から31日目以降の月額会費の請求はございません。

ご退会、0円会員申請を行う場合、身分証を持参して店舗にご来店のうえ、別途当社が指定する退会手続きを行うものとします。

月額料金発生日の翌月から6ヶ月間にご退会、0円会員並びに100円会員、1,100円会員へのご変更等は如何なる場合も応じかねます。尚、ご入会月の翌月分の日割り期間は6ヶ月間に含みません。



(例)

3/1に入会の場合、3/2~31までが無料期間となり、3/31までにご退会、0円会員申請を行っていただいた場合は月額会費の請求はございません。

4/1より月額料金が発生いたします。

料金発生の翌月から6ヶ月間が経過する10/31までが継続期間中となり、ご退会、0円会員並びに100円会員、1,100円会員へのご変更等は如何なる場合も応じかねます。

万が一、諸事情によりご退会、0円会員申請もしくは100円会員、1,100円会員申請をされる場合は、プランごとに定める違約金をお支払いいただいた上、所定の手続きを経てご退会、0円会員手続きもしくは100円会員、1,100円会員のお手続きが完了となります。

第7条 (更新)

1. 契約期間は、入会日から入会月の末日までとします。
2. 契約期間満了日までに、第12条に定める退会手続きが完了しなかった場合には、契約は同一条件にて1ヶ月間更新され、以後も同様とします。
3. 前各項にかかわらず、契約期間中に退会手続きが完了した場合には、第12条第1項の表に定める退会日を契約期間満了日とします。

第8条（会費の滞納）

会員は、会社に対し、入会金、会費、その他諸費用について各期日までの支払を怠った場合には、1件あたり1,100円が発生し、支払うべき金額に対し支払期日の翌日からその完済に至るまで年14.6%の割合（1年に満たない期間については、1年を365日として日割り計算による）による遅延損害金を請求することができるものとします。

第9条（会費の返金）

一旦支払われた会費は、理由の如何(本規程第15条1項各号による場合も含みます)に関わらず返金いたしかねます。

第10条（プラン変更）

プラン変更をしようとする会員は、会員自身のマイページから手続きをするものとします。

- (1) プランアップのお手続きは以下の日から適用となります。
 1. お手続き日の翌日より適用
- (2) プランダウンのお手続きは以下の日から適用となります。
 1. 毎月1日～10日までのお手続きで翌月1日より新プラン適用
 2. 毎月11日～末日までのお手続きで翌々月1日より新プラン適用
- (3) 毎月10日締めで、最新のプラン変更手続きが適用となります。

第11条（1,100円会員、100円会員、0円会員）

1. 当社が定める1,100円会員は、以下のサービスを適用されるものとします。
 - (1) 有料会員からの手続きを経て月額会費が1,100円（税込）の1,100円会員会員となります。
 - (2) 特典として復会の際の入会金無し・縛り継続期間無し・ビジター料金年6回無料となります。本サービスを1,100円会員として手続きしようとする会員は、身分証を持参して店舗にご来店のうえ、別途当社が指定する1,100円会員手続きを行うものとします。
 - (3) 有料会員が1,100円会員に変更するにあたり、滞納している会費等がある場合は直ちに残金及び1件あたり1,100円が発生し、支払うべき金額に対し支払期日の翌日

からその完済に至るまで年14.6%の割合（1年に満たない期間については、1年を365日として日割り計算による）による遅延損害金を請求することができるものとします。有料会員は1,100円会員後も支払義務を負うものとします。

(4) 入会日やプラン変更等手続き当日の1,100円会員手続きは如何なる場合もいたしかねます。

2.当社が定める100円会員は、以下のサービスを適用されるものとします。

(1) 有料会員からの手続きを経て月額会費が100円（税込）の100円会員となります。
(2) 特典として復会の際の入会金無し・縛り継続期間無し・ビジター料金年2回無料となります。本サービスを100円会員として手続きしようとする会員は、身分証を持参して店舗にご来店のうえ、別途当社が指定する100円会員手続きを行うものとします。

(3) 有料会員が100円会員に変更するにあたり、滞納している会費等がある場合は直ちに残金及び1件あたり1,100円が発生し、支払うべき金額に対し支払期日の翌日からその完済に至るまで年14.6%の割合（1年に満たない期間については、1年を365日として日割り計算による）による遅延損害金を請求することができるものとします。

(4) 入会日やプラン変更等手続き当日の100円会員手続きは如何なる場合もいたしかねます。

3.当社が定める0円会員は、以下のサービスを適用されるものとします。

- (1) 有料会員から手続きを経て、会費の発生のない0円会員となります。
(2) 0円会員は会員情報を会社で維持させて頂き、引き続きお得なご案内が届きます。
(3) 復会の際に入会金22,000円と復会日の翌月から6ヶ月間の継続期間が発生します。
(4) 本施設を0円会員手続きしようとする会員は、身分証を持参して店舗にご来店のうえ、別途当社が指定する0円会員手続きを行うものとします。
(5) 有料会員が0円会員に変更するにあたり、滞納している会費等がある場合は直ちに残金及び1件あたり1,100円が発生し、支払うべき金額に対し支払期日の翌日からその完済に至るまで年14.6%の割合（1年に満たない期間については、1年を365日として日割り計算による）による遅延損害金を請求することができるものとします。有料会員は0円会員後も支払義務を負うものとします。
(6) 入会日やプラン変更等手続き当日の0円会員手続きは如何なる場合もいたしかねます。

4.1,100円会員、100円会員、0円会員の登録日については下記表に定めます。

手続き日	新プラン適応
毎月1日～10日	翌月1日より新プラン適応
毎月11日～末日,翌月10日	翌々月1日より新プラン適応

第12条（退会・ユーザー削除）

1. 本サービスを退会（ユーザー削除）しようとする会員は、身分証を持参し、店舗に来店のうえ、別途当社が指定する退会手続きを行うものとします。なお、退会日については、下記表に定めます。

手続き完了日	退会完了日
毎月1日～10日	当月末日
毎月11日～末日,翌月10日	翌月末日

2. キャンペーン等により、解約料等の支払いについて別途合意していた会員については、当該定めに従い、退会時に解約料等を支払わなければならないものとします。
3. 退会手続きが完了した場合でも、退会日までは本サービスを利用することができます。
4. 第13条に基づき、100円会員または1,100円会員から復会手続きした場合、復会日の翌月末日までの期間は、退会手続きを行えないものとします。0円会員から復会手続きした場合、復会月の翌月から6ヶ月間は退会手続きを行えないものとします。
5. 入会時に入会特典や30日無料特典を適用した場合は、月額料金発生日の翌月から6ヶ月間はご退会、0円会員並びに100円会員、1,100円会員へのご変更等は如何なる場合も応じかねます。尚、支払い初月の日割り期間は6ヶ月間に含みません。
6. 万が一、諸事情によりご退会、0円会員申請もしくは100円会員、1,100円会員申請をされる場合は、プランごとに定める違約金をお支払いいただいた上、所定の手続きを経てご退会、0円会員手続きもしくは100円会員、1,100円会員のお手続きが完了となります。

第13条（復会）

身分証を持参して店舗にご来店いただき、入会手続き同様に希望のプラン初月日割り分をお支払いの上、手続き日からご利用いただけます。手続き月の翌月の引き落とし分から会費となります。

第14条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 第4条に定める会員資格に適合しなくなったとき
 - (4) 第15条により除名されたとき

2. 会員資格の喪失時期は、前項第2号、第3号及び第4号については会員が該当したその時、前項第1号については、第12条に記載する退会時期となります。

第15条（除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名できます。
 - (1) 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
 - (2) 本サービス、細則その他会社の定める規則に違反したとき
 - (3) 本サービス又は、会社の名誉又は信用が傷つけられたとき
 - (4) 他の会員との協調を欠き、その他の設備の管理運営の秩序を乱したとき
 - (5) 本サービスの設備、機器等を故意に損壊したとき
 - (6) 会費その他諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき
 - (7) 入会後に第3条、第4条に適合しない事由が判明したとき
 - (8) その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
 - (9) 本サービス内での営業活動及び販売行為が認められたとき
 - (10) 本サービスの利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく困惑させたとき
 - (11) 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
 - (12) 気象・災害・警報・注意報等により、安全に営業を行うことができないと会社が判断したとき
 - (13) 著しい社会・経済情勢の変化があったとき
 - (14) 法令に基づく点検・改善及び必要な施設改修などがある場合
 - (15) 会社が本サービスの運営上必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき
 - (16) 会員資格の不正使用ないしこれに準じる行為が行われるおそれがある行為が認められると会社が判断したとき
2. 前項により除名されたとき、会員は、会社に対し、損害賠償その他何らかの請求を行うことはできません。なお、会費の返金に関しては、第9条を準用します。

第16条（諸規則遵守）

1. 会員及びビジターは本サービスの利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程、細則並びに会社が別に定める規則に従うものとします。
2. 会員及びビジターは、本サービスの提供するマシンの使用にあたり、それぞれ会社が規定する使用上の注意事項を遵守するとともに、使用に伴うトラブルその他の事故並びに混雑時による利用遅延等に関し、会社に対し、損害賠償その他何らかの請求を行わないことを誓約するものとします。

第17条（違約金及び損害賠償）

会社は、会員ないし第三者による不正使用を確認した場合には、当該会員及び第三者に対し違約金として不正使用1回につき金3万円の損害賠償を請求いたします。なお、違約金を超える損害(直接損害、間接損害のほか、弁護士費用及び調査費用等を含みます)が生じた場合には、会社は、当該会員及び第三者に対し、別途損害賠償を請求することを妨げられません。

第18条（諸料金の変更）

1. 会社は、入会金、会費、利用料等を、社会、経済情勢の変動を勘案して改定することができます。
2. 会社は入会金・会費・利用料を改定する場合には、改定月の1か月前までに会員に告知します。

第19条（規定外事項）

本規約に規定のない事項は、じぶんde株式会社サービス利用規定、その他個別規定等に従うものとします。

第20条（利用規約の改定）

1. 当社は、必要と判断した時、適用法令に従い本規約を改定することがあります。この場合、当社は、本サービスのWEBサイト上への表示等の方法により、本規約を改訂する旨、改訂後の本規約の内容およびその効力発生日を、利用者に通知します。
2. 本規約の内容が改定され、改定後においても引き続き本サービスを利用した場合、利用者は、本規約の改定に同意したものとみなされ、利用者および当社は、改定後の規約に拘束されるものとします。
利用料金や各種手数料は、消費税率の変更に伴い税込価格が変動することがあります。

第21条（準拠法および専属管轄）

1. 本規程に関する紛争等についての準拠法は日本法とします。
2. 本規程に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（発行）

本規程は平成29年6月1日より発行します。

2020年06月17日改訂

2021年03月31日改訂

2021年10月21日改訂

2022年01月11日改訂

2022年03月28日改訂

2022年04月01日改訂